第59期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時　2023年９月28日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所　新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社　本社２階会議室

議決権行使期限
2023年９月27日（水曜日）
午後５時30分まで

目　次

- 第59期定時株主総会招集ご通知　…… 2
- 株主総会参考書類 …… 6
  - 議案及び参考事項
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
  - 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
- 事業報告 …… 17
- 連結計算書類 …… 37
- 計算書類 …… 39
- 監査報告書 …… 41

一正蒲鉾株式会社
証券コード：2904

株主の皆さまへのお願い

- 株主総会当日の会場へのご来場は、感染症の流行状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、ご判断くださいますようお願い申しあげます。
- 議決権につきましては、当日のご出席に変えて、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に行使いただくことが可能です。
- ご出席される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、招集ご通知をお届けし、株主総会の議案の内容及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

当期（2022年７月１日～ 2023年６月30日）は、ウクライナ侵攻の長期化や円安の影響などにより、すり身をはじめとした原材料・エネルギー価格の高騰、食料品全般の値上げによる消費者の買い控えなど、昨年に続き厳しい事業環境となり、業績は期初予想を下回る結果となりました。そのなかでも全社を挙げて収益改善や提案営業に取り組み、第４四半期には販売数量が回復基調に変わってくるなど、取組みの成果が出始めました。

来期（2023年７月１日～ 2024年６月30日）は、第二次中期経営計画（2021年７月～ 2026年６月）の３年目となります。業績の回復を目指すのはもちろんのこと、第二次中期経営計画最終年度の数値目標達成と事業の成長力・収益基盤の確立に向け、５つの重要戦略「変革と創造」「選択と集中」「デジタルトランスフォーメーション」「新規事業」「アライアンス」の取組みを加速してまいります。

引き続き、株主の皆さまの一層のご支援ご鞭撻をお願い申しあげます。

代表取締役 社長執行役員
野崎　正博



社是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心ですべての方に幸せと喜びをお届けします。

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、愛され、感動される商品・サービスを提供することで、社会になくてはならない企業として貢献します。

ICHIMASA30ビジョン

“安全・安心”に“健康・環境”と
“心の豊かさ”をプラスして世界中に
日本の“食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”の情報を発信する
食品バイオ企業

あらゆるステークホルダーの皆さまに
“食”を中心に“幸せ”と“喜び”を
お届けするあたたかい企業

証券コード2904
2023年9月7日
(電子提供措置の開始日2023年8月31日)

株　主　各　位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役 社長執行役員　野 崎 正 博

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第59期定時株主総会招集ご通知」及び「第59期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://corporate.ichimasa.co.jp/ir/stock/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年9月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　2023年9月28日（木曜日）午前10時　（受付開始　午前9時）

2．場　　所　新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社　本社２階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第59期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第59期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- **事業報告の会社の体制及び方針**
- **連結株主資本等変動計算書**
- **連結計算書類の連結注記表**
- **株主資本等変動計算書**
- **計算書類の個別注記表**

◎本招集ご通知並びに株主総会参考書類の英訳を当社ウェブサイトに掲載しております。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

英訳（English）ウェブサイト	https://corporate.ichimasa.co.jp/en/ir/stock/meeting/

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使される場合

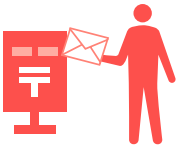

書面（郵送）により議決権をご行使される場合

行使期限 2023年９月27日（水曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットにより議決権をご行使される場合

行使期限 2023年９月27日（水曜日）午後５時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2023年９月28日（木曜日）午前10時
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催場所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社　本社２階会議室

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】
機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」（スマートフォン用議決権行使ウェブサイト）による方法

同封の**議決権行使書用紙右下に記載のQRコード**をスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、**議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。**

「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。



2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

（注）「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）の導入が必要です。

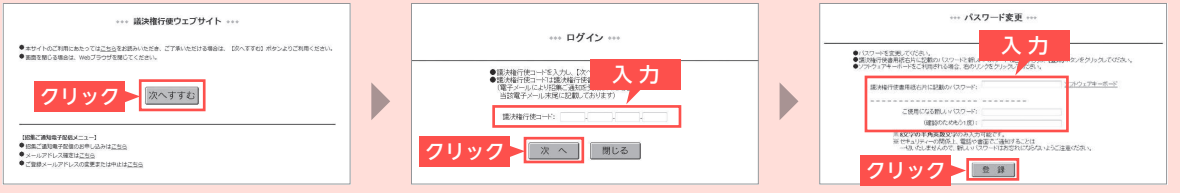

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記２．に記載の方法でご修正いただきますようお願い申しあげます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部（以下）までお問い合わせください。

▶議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

0120-768-524（年末年始を除く 9:00～21:00）

▶上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324（平日 9:00～17:00）

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき**12円**の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき**金12円00銭**　　**総額 222,298,944円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月29日

（ご参考）１株当たり配当金の推移

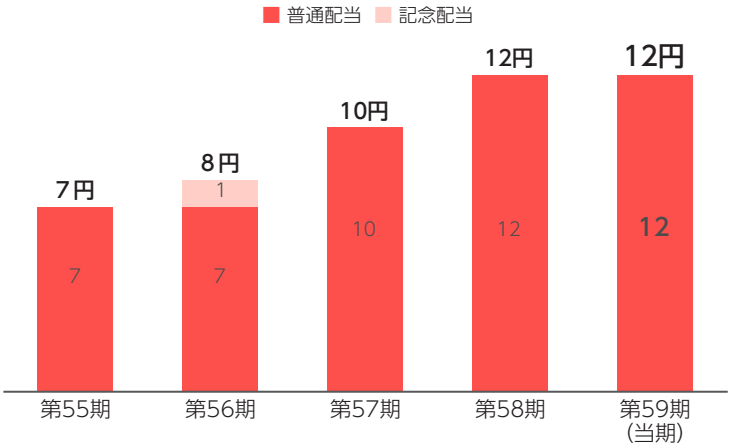

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1 再任	野崎（のざき） 正博（まさひろ） (男性) (満65歳)	代表取締役社長執行役員 株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長	13回/13回（100%）
2 再任	滝沢（たきざわ） 昌彦（まさひこ） (男性) (満69歳)	取締役副社長執行役員経営管理本部長	13回/13回（100%）
3 再任	後藤（ごとう） 昌幸（まさゆき） (男性) (満64歳)	取締役常務執行役員生産本部長	13回/13回（100%）
4 再任	小柳（おやなぎ） 啓一（けいいち） (男性) (満62歳)	取締役常務執行役員営業本部長	13回/13回（100%）
5 再任	髙島（たかしま） 正樹（まさき） (男性) (満63歳)	取締役常務執行役員経営管理副本部長 兼経営企画部長	13回/13回（100%）
6 再任 社外 独立	中山（なかやま） 正子（まさこ） (女性) (満53歳)	取締役 株式会社キタック代表取締役社長 セコム上信越株式会社社外取締役	12回/13回（92.3%）

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

1 野崎 正博（のざき まさひろ） (1958年２月５日生　満65歳)　再　任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 ４月　当社入社
1991年 ９月　取締役営業部長
1997年 ９月　常務取締役営業本部長
1999年 ９月　代表取締役社長
2021年 ９月　代表取締役社長執行役員（現任）

■所有する当社株式の数
523,120株

■取締役在任期間
32年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況
株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由
経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 滝沢 昌彦（たきざわ まさひこ） (1954年７月７日生　満69歳)　再　任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年 ７月　当社入社
2011年 ９月　取締役管理部長
2015年 ９月　常務取締役
2017年 ９月　専務取締役
2020年 ９月　取締役副社長経営管理本部長
2021年 ９月　取締役副社長執行役員経営管理本部長（現任）

■所有する当社株式の数
3,000株

■取締役在任期間
12年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況
－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由
経営企画、人事及び財務分野を始め様々な分野で豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣幹部としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 後藤 昌幸（ごとう まさゆき）

（1958年10月26日生　満64歳）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月　当社入社
2013年 9 月　取締役生産統括部長
2019年 9 月　常務取締役
2021年 9 月　取締役常務執行役員生産技術本部長
2022年 6 月　取締役常務執行役員生産本部長（現任）

■所有する当社株式の数
7,000株

■取締役在任期間
10年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況
－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由
生産分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 小柳 啓一（おやなぎ けいいち）

（1961年２月７日生　満62歳）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月　当社入社
2016年 9 月　取締役営業統括部長兼東京支店長
2020年 9 月　常務取締役営業本部長
2021年 9 月　取締役常務執行役員営業本部長（現任）

■所有する当社株式の数
4,000株

■取締役在任期間
7年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況
－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由
営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 髙島 正樹（たかしま まさき）（1960年５月20日生　満63歳）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2016年７月　当社入社
2017年９月　取締役経営企画部長
2021年９月　取締役常務執行役員経営管理副本部長 兼経営企画部長（現任）

■所有する当社株式の数

1,300株

■取締役在任期間

6年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6 中山 正子（なかやま まさこ）（1969年11月27日生　満53歳）　再任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年５月　株式会社キタック入社
2009年１月　同社取締役兼CGソリューションセンター長
2013年１月　同社常務取締役
2015年１月　同社専務取締役
2017年１月　同社代表取締役社長（現任）
2018年６月　セコム上信越株式会社社外取締役（現任）
2021年９月　当社取締役（現任）

■所有する当社株式の数

一株

■社外取締役在任期間

2年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

株式会社キタック代表取締役社長
セコム上信越株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社キタックの代表取締役社長として会社経営の知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．中山正子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
２．当社は、中山正子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。
３．当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数 監査等委員会出席回数
1 再任	高山佳代子（たかやまかよこ）（満61歳）	取締役（監査等委員）	13回/13回（100%） 13回/13回（100%）
2 再任 社外 独立	吉田　至夫（よしだのりお）（満71歳）	取締役（監査等委員） 株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役	11回/13回（84.6%） 12回/13回（92.3%）
3 新任 社外 独立	阿部　和人（あべかずと）（満64歳）	阿部公認会計士事務所所長 高志監査法人理事長	―回/―回（―%） ―回/―回（―%）
4 新任 社外 独立	三部　正歳（みなべまさとし）（満61歳）	りゅーと法律税務会計事務所所長 新潟交通株式会社社外取締役	―回/―回（―%） ―回/―回（―%）

新任　新任取締役候補者　再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　独立役員候補者

1 高山佳代子（たかやまかよこ）

（1961年11月23日生　満61歳）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月　当社入社
2013年 7 月　購買課長
2017年 7 月　CSR推進室次長
2019年 3 月　経営企画部次長
2021年 3 月　ESG推進部副部長
2021年 9 月　取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

1,500株

■監査等委員である取締役在任期間

2年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

－

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である取締役候補者とした理由

品質保証、生産管理及びESG分野等全社業務に豊富な経験を有し、業務執行に関する監査及び監督にリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2 吉田至夫（よしだのりお）

（1952年6月22日生　満71歳）　再任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年11月　株式会社新潟クボタ入社
1994年 2 月　同社取締役営業本部営業副本部長
1997年 3 月　同社常務取締役営業本部長
2000年 3 月　同社専務取締役営業本部長
2002年 1 月　同社代表取締役社長（現任）
2017年 9 月　当社取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

一株

■監査等委員である社外取締役在任期間

6年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

株式会社新潟クボタ代表取締役社長
第一建設工業株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社新潟クボタの代表取締役社長として会社経営の豊富な知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいており、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3 阿部和人（あべかずと） (1959年8月4日生　満64歳)

新任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 3 月　公認会計士登録
1988年 8 月　阿部公認会計士事務所開設（現業）
2023年 4 月　高志監査法人理事長（現任）

■所有する当社株式の数

一株

■監査等委員である社外取締役在任期間

―

■重要な兼職の状況

阿部公認会計士事務所所長
高志監査法人理事長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として企業会計に精通しており、当社において企業会計の専門的な知識と豊富な経験を公正な立場より生かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

4 三部正歳（みなべまさとし） (1962年5月9日生　満61歳)

新任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月　弁護士登録
2004年 3 月　りゅーと法律税務会計事務所開設（現業）
2016年 6 月　新潟交通株式会社社外取締役（現任）

■所有する当社株式の数

一株

■監査等委員である社外取締役在任期間

―

■重要な兼職の状況

りゅーと法律税務会計事務所所長
新潟交通株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務に精通しており、当社において企業法務の専門的な知識と豊富な経験を公正な立場より生かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）１．吉田至夫氏、阿部和人氏、三部正歳氏は、社外取締役候補者であります。
２．吉田至夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
３．阿部和人氏、三部正歳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
４．当社は、吉田至夫氏及び高山佳代子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、阿部和人氏、三部正歳氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は30頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

（ご参考）

当社は、「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」、「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」を次のとおり定め、各取締役（候補者含む）の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスは以下の表のとおりとなります。

「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」

当社は、代表取締役の選定・解職、取締役の選任・解任及び取締役候補の指名に当たっては、取締役選解任基準に基づき、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

社外取締役候補の指名に当たっては、社外取締役選任基準に基づき、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加えて、当社が定める独立性判断基準を満たす者とし、独立社外取締役３分の１以上を、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野の構成バランスと女性や国際性の面を含む多様性に配慮するとともに、取締役は定款上の15名以下（うち監査等委員は５名以下）とし、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数で構成します。社外取締役（監査等委員を含む。）は、会社経営、財務・会計、法務等の分野での多様な専門性を有する人財を選任するなどして、経営監督的立場である社外取締役の知識・経験のバランスに十分配慮します。その際、他社での経営経験を有する者を１名以上選任します。監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を１名以上選任します。

取締役のスキルマトリックス

氏名		社内取締役（候補者を含む）が経験（管掌役員を含む）を有する分野									当社が社外取締役（候補者を含む）に特に期待する分野		
		企業経営	経営戦略	営業 マーケティング	製造 技術研究	商品開発	ＥＳＧ	法務 リスク管理	人事 人財開発	財務会計 税務	企業経営	法務 リスク管理	財務会計 税務
監査等委員でない取締役	野崎正博（再任）	●	●	●			●						
	滝沢昌彦（再任）		●				●	●	●	●			
	後藤昌幸（再任）				●	●							
	小柳啓一（再任）			●		●							
	髙島正樹（再任）		●				●			●			
	中山正子（再任・社外）										●		
監査等委員である取締役	高山佳代子（再任）				●		●						
	吉田至夫（再任・社外）										●		
	阿部和人（新任・社外）												●
	三部正歳（新任・社外）											●	

スキル	当社のスキルの考え方
企業経営	会社組織として掲げる戦略的方針や方向性などを判断するのに必要なスキル
経営戦略	企業価値の向上に向け、中長期的な成長戦略を策定し遂行するために必要なスキル
営業・マーケティング	市場の需要を理解し、自社商品を効率よく販売して利益を得るために必要なスキル
製造・技術研究	中長期的な視点で、新たな食の可能性を追求し、技術のイノベーションを実現するために必要なスキル
商品開発	市場の需要を理解し、安全・安心でお客さまに愛される商品づくりに必要となるスキル
ESG	社会・環境・ガバナンスの課題を見据え、持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立するために必要なスキル
法務・リスク管理	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの実践に必要なスキル
人事・人財開発	人財戦略を策定し、成長の源泉である「人」に投資を行うなど、企業の持続的成長を担保するために必要なスキル
財務会計・税務	経営の根幹を支える財務基盤の強靭化、企業価値向上に向けた成長投資を実現するために必要なスキル

「独立性判断基準」

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定め、該当する場合は、独立性がないと判断しています。

1．当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2．当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3．当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4．当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の２%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5．過去３年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6．当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7．当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8．当社の取締役に就任してから８年を超える者

以　上

１．当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2022年春以降、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進んでおり、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に移行したことで行動制限や入国制限が大きく緩和され、サービス消費を中心に回復の動きがみられ、景気は持ち直しています。

しかしながら、ウクライナ侵攻の長期化、円安や鳥インフルエンザの蔓延等により、すり身をはじめとした原材料価格や電気ガス等エネルギー価格など多くのコストが想定をはるかに超えて上昇しています。これに伴い、当社を含めた多くの企業がコスト上昇分を補填するために価格改定を実施し、様々な物品の価格が上昇していることから、消費者の買い控えは強まっており、当社グループを取り巻く経営環境はかつてない厳しさとなっています。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）を目指し、2021年７月から2026年６月までの第二次中期経営計画の２年目を迎え、“国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。”を基本方針として経営課題に取り組んでいます。

また、地球環境の維持は企業活動の持続的な成長・発展のためには不可欠であり、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協働しながらサステナブルな課題の解決に取り組んでいます。

以上により、当連結会計年度の売上高は328億14百万円（前連結会計年度比11億77百万円（3.7％）の増加）、営業損失は１億93百万円（前連結会計年度は5億45百万円の営業利益）、経常損失は１億46百万円（前連結会計年度は6億23百万円の経常利益）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は84百万円（前連結会計年度比４億81百万円（85.1％）の減少）となりました。

売上高

328億14百万円

(百万円)

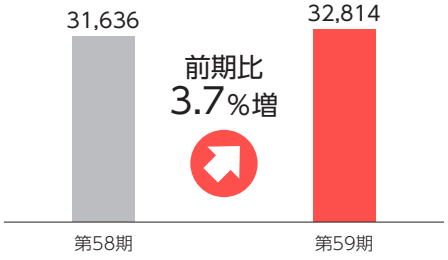

営業損失

1億93百万円

(百万円)

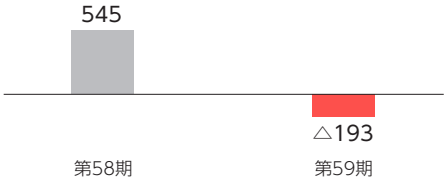

経常損失

1億46百万円

(百万円)

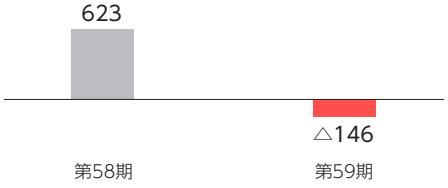

親会社株主に帰属する当期純利益

84百万円

(百万円)

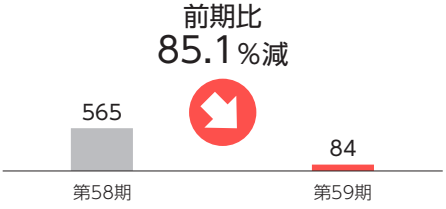

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりです。

❶ 水産練製品・惣菜事業

1 水産練製品の製造販売
2 各種惣菜の製造販売
3 前各号に附帯する一切の業務

売上は、2022年９月１日及び2023年３月１日納品分よりお取引先さまのご理解とご協力のもと価格改定を行い、販売数量は前年を下回ったものの、価格改定による売価上昇の効果もあり前年を上回りました。また、スティックタイプのカニかまにおいては販売数量が前年を上回り、年末のおせち商品は主原料・副材料のすべてが国産の「純」シリーズの伊達巻や蒲鉾の売上が伸長しました。

利益は、主原料であるすり身をはじめとした原材料価格が高止まりしていることや、鳥インフルエンザの影響による卵価の高騰、ウクライナ情勢や急激な円安などによる影響でエネルギーコストや油脂類、包装資材といった様々なコストも上昇していることから、前期を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は284億47百万円（前連結会計年度比４.９％の増加）、営業損失は２億88百万円（前連結会計年度は77百万円の営業利益）となりました。

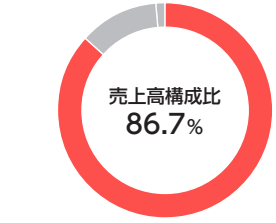

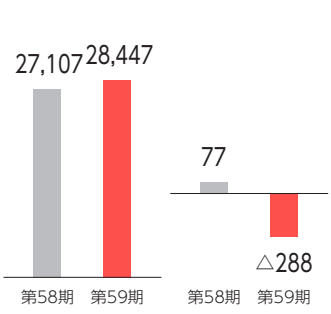

❷ きのこ事業

1 きのこの生産販売
2 前号に附帯する一切の業務

野菜市況は前年を上回り、きのこ市況に関しても前年を上回る推移でしたが、舞茸は他社増産の影響による供給過多状態もあり軟調な推移となりました。

販売は、大容量商品や「希なり」の提案、外食・業務用筋への提案拡大を進めました。生産は、生産の効率化・安定化や品質管理体制の強化に努めましたが、エネルギーコストの上昇もあり利益が減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は39億47百万円（前連結会計年度比２.２％の減少）、営業利益は14百万円（前連結会計年度比４億15百万円の減少）となりました。

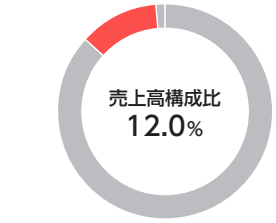

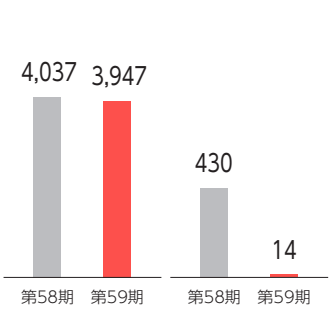

❸ その他

1 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
2 倉庫業
3 前各号に附帯する一切の業務

運送事業は、主に気象影響による輸入青果物の取扱数量の減少及び定期輸送便の一部終了により、売上は前年を下回りました。また、売上高の減少をカバーすべく新規傭車便取引の獲得による増益に加えコスト削減へ向けた取組みによる固定費の縮減により、利益は前年を上回る結果となりました。

倉庫事業は、年間を通して荷主が価格高騰の影響を抑えるために原材料等の前倒し購入により高い水準の在庫量を維持した反面、庫腹の逼迫に伴う回転率の低下もあり売上は前年を下回りました。一方、利益ではエネルギーコストの上昇がみられたものの、収益性改善に向けた庫内管理の最適化を着実に推し進めた結果、前年を上回りました。

以上の結果、その他の売上高は４億19百万円（前連結会計年度比14.６％の減少）、営業利益は72百万円（前連結会計年度比44百万円の増加）となりました。

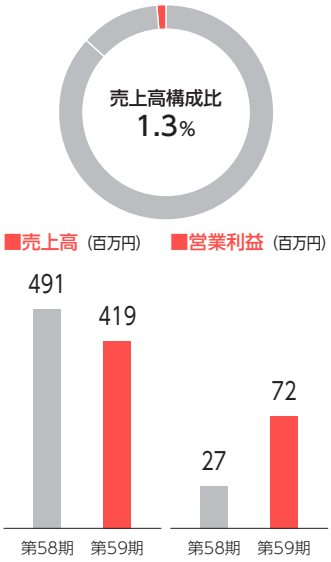

（注）報告セグメントごとの業績をより適切に反映させるために、配賦基準を変更しました。前連結会計年度のセグメント利益は、変更後の算定方法により作成したものを記載しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は58億70百万円であり、その主なものは次のとおりです。

本社工場の水産練製品製造設備
栽培センターのきのこ生産設備
本社第二工場の建設・製造設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しています。

（4）財産及び損益の状況

区　　分	第　55　期 (2019年６月期)	第　56　期 (2020年６月期)	第　57　期 (2021年６月期)	第　58　期 (2022年６月期)	第　59　期 (2023年６月期)
売　　上　　高	35,588百万円	36,047百万円	34,689百万円	31,636百万円	32,814百万円
営業利益又は営業損失（△）	1,307百万円	1,888百万円	1,735百万円	545百万円	△193百万円
経常利益又は経常損失（△）	1,254百万円	1,867百万円	1,806百万円	623百万円	△146百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	672百万円	252百万円	2,683百万円	565百万円	84百万円
１株当たり当期純利益	36.47円	13.72円	145.62円	30.73円	4.58円
総　資　産　額	23,698百万円	22,053百万円	22,216百万円	25,296百万円	30,678百万円
純　資　産　額	11,042百万円	11,174百万円	13,585百万円	13,862百万円	13,579百万円

（注）１．株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第58期の期首から適用しています。

売上高 (百万円)

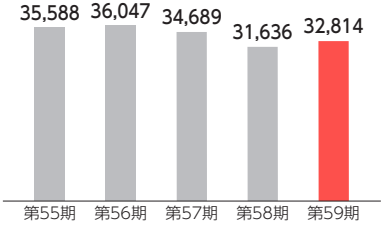

営業利益又は営業損失（△） (百万円)

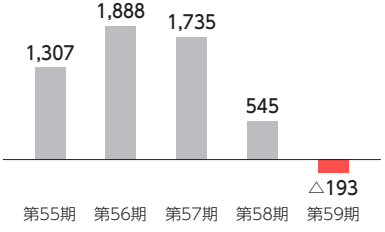

経常利益又は経常損失（△） (百万円)

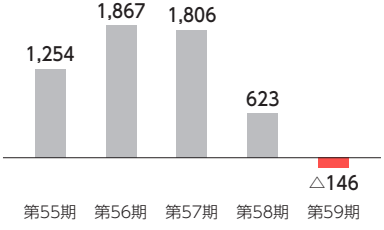

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
１株当たり当期純利益 (円)

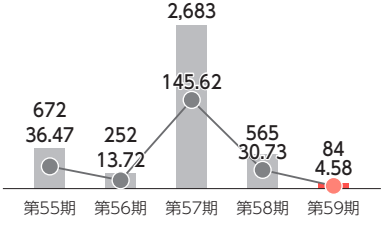

総資産額 (百万円)

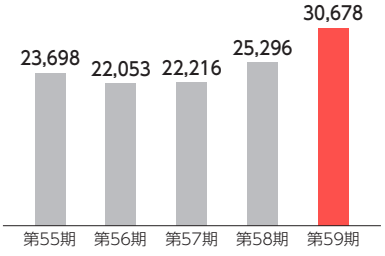

純資産額 (百万円)

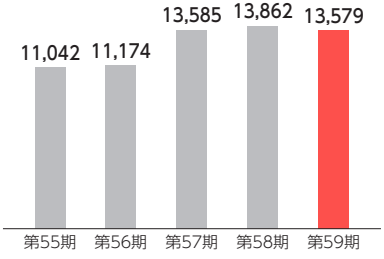

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に日本の“食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、2021年７月から開始した５か年の第二次中期経営計画「成長軌道への５年」において収益力、財務基盤の強化に取り組むとともに、海外事業の更なる拡大を進めています。

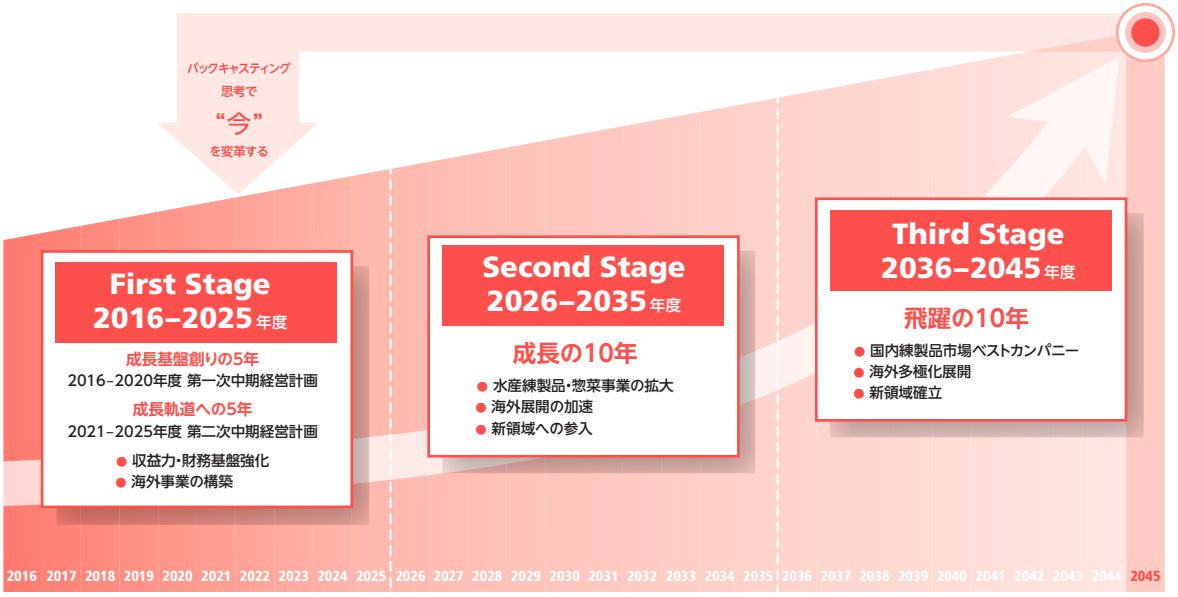

【経営基本方針】

「国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。」

・国内マーケットは少子高齢化のもと縮小が予想されるが、商品力、生産力、販売力に磨きをかけ、競争優位性を実現しシェア拡大を目指す

・海外マーケットでは成長マーケットを分析し、水産練製品・惣菜事業、きのこ事業ともに拡販を推進する

【全社戦略】

上記の経営基本方針のもと、５つの重要戦略キーワードから全社戦略を設定し、戦略実行に向けた戦術・施策を策定し、実行します。

①「変革」と「創造」

持続的成長と働きがい向上のために人財投資を積極的に行うとともに、「変革」と「創造」を基軸とした考動を通じ経営環境の変化を克服します。

②「選択」と「集中」

水産練製品・惣菜事業は商品・市場・生産等の「選択」と「集中」を徹底し、魚肉たんぱく製品の強みを活かした攻めの販売施策を通じ国内において圧倒的な基盤をつくります。

③「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）」

全社で「ＤＸ」の推進に取り組み、ニューノーマルでの競争優位性を確立し、事業収益の最大化を実現します。

④「新規事業」

「新規事業」への取組みは、第二次中期経営計期間中に探索を行い事業化に着手します。

⑤「アライアンス」

お取引先さまと強固かつ高品質な「アライアンス」体制を構築し、ともに環境・経済・社会等の変化に対応します。

（中期経営計画最終年度　2026年６月期数値目標）

連結売上高	：	400億円
連結営業利益	：	26億円
自己資本利益率（ROE）	：	10％
投下資本利益率（ROIC）	：	９％
自己資本比率	：	60％台

※収益認識に関する会計基準適用後の数値

(ご参考) サステナビリティに対する取組み

当社グループは、2021年7月よりスタートした第二次中期経営計画のベースであり、全従業員の考え方・行動の基本となる「一正蒲鉾株式会社　ESG経営宣言」を制定しています。

一正蒲鉾株式会社　ESG経営宣言（一部抜粋）

当社グループは「人生はやまびこである　正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、環境・社会の課題解決に取り組み、「持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立する」ESG経営を推進します。

- 人と組織を大切にします
- 食の安全・安心と新たな価値をお届けします
- 「海の命」「山の命」を守り、自然の「恵み」を大切に活用します
- 地球温暖化防止に向けた取組みを進めます
- すべてのステークホルダーの皆さまとの協働を重視した経営を行います
- 透明性の高い健全経営を行います

重要課題	重点テーマ	取組内容
ES向上 人財育成	働きやすい・働きがいのある職場環境 女性・中途採用・障がい者等の多様な人財の活躍	「IWS」（自己開発と知的創造時間の創出）の推進 ライフ・ワーク・バランス推奨のための環境整備 女性管理職比率（2020年度6.5％→2025年度20％） 中途採用者比率（2020年度47％→2025年度50％） 障がい者雇用比率（2020年度2.5％→2025年度2.7％）
食の安全･安心 新たな食の 価値の提供	強固な食品安全マネジメントシステムの確立 健康寿命の伸長 食の貢献領域の拡大	国際規格の認証取得工場を拡大 高たんぱく商品フィッシュプロテインの訴求 健康機能領域の更なる拡大（減塩･減糖･減脂）
地球温暖化 抑制対応	CO_2排出量の削減 生産活動における使用エネルギーの削減 再生可能エネルギーの活用	CO_2排出量（毎年１％削減） エネルギー消費原単位（毎年１％削減）
資源の 有効活用	賞味期限延長 産業廃棄物の再利用 廃プラスチック排出量削減 サステナブルな食品開発	食品ロス削減に向けた賞味期限延長 食品リサイクル率（2025年度までに80%以上） 枯渇する水産資源保全を目的としたオルタナティブ(代替)食品の開発
社内外との協働	サプライチェーンマネジメントの強化 産学連携の技術研究強化	一正やまびこ会との協働 技術研究部・バイオ研究室による研究領域の拡大

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業

② 持分法適用会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	600万US$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年６月30日現在)

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地

工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
本社第二工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）

支店：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

営業所：上記支店内及び主要都市３ヶ所

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）

(8) 従業員の状況（2023年６月30日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	781名	13名減
きのこ事業	118名	4名減
その他	36名	増減なし
合計	935名	17名減

(注) 臨時従業員は、前期で855名、当期で757名であり、上記従業員数には含まれていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
899名	17名減	39.9歳	12.2 年

(注) １．社外への出向者３名は、上記従業員数には含まれていません。
２．臨時従業員は、前期で846名、当期で750名であり、上記従業員数には含まれていません。

(9) 主要な借入先（2023年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	4,713百万円
株式会社みずほ銀行	1,255
農林中央金庫	1,015
株式会社東邦銀行	884
新潟県信用農業協同組合連合会	639
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社日本政策投資銀行	410
日本生命保険相互会社	110
株式会社りそな銀行	66

（10）会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しています。

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としています。

２．株式に関する事項（2023年６月30日現在）

（1）発行可能株式総数　64,400,000株

（2）発行済株式の総数　18,590,000株（自己株式65,088株を含む）

（3）株　主　数　15,369名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ノザキ	5,774千株	31.16%
東京中小企業投資育成株式会社	1,090	5.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	686	3.70
野崎正博	523	2.82
サトウ食品株式会社	516	2.78
川口栄介	328	1.77
株式会社第四北越銀行	289	1.56
日本生命保険相互会社	257	1.39
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　亀田製菓口 再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	252	1.36
農林中央金庫	211	1.14

（注）１．持株比率は、自己株式（65,088株）を控除して計算しています。
２．自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する147,000株は含まれていません。

3．役員に関する事項（2023年６月30日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野崎正博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
取締役副社長執行役員	滝沢昌彦	経営管理本部長
取締役常務執行役員	後藤昌幸	生産本部長
取締役常務執行役員	小柳啓一	営業本部長
取締役常務執行役員	髙島正樹	経営管理副本部長兼経営企画部長
取締役 社外 独立	中山正子	株式会社キタック代表取締役社長 セコム上信越株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	高山佳代子	
取締役（監査等委員） 社外 独立	坂井啓二	坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員） 社外 独立	古川兵衛	古川兵衛法律事務所所長
取締役（監査等委員） 社外 独立	吉田至夫	株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役

（注）１．中山正子氏、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役であります。当社は中山正子氏、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。
２．中山正子氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
３．坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものです。
４．古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。
５．吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
６．高山佳代子氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めています。
７．当社は執行役員制度を導入しており、2023年６月30日現在における執行役員は次のとおりです。

氏　　名	担　　当
野　崎　正　博	社長執行役員
滝　沢　昌　彦	副社長執行役員経営管理本部長
後　藤　昌　幸	常務執行役員生産本部長
小　柳　啓　一	常務執行役員営業本部長
髙　島　正　樹	常務執行役員経営管理副本部長兼経営企画部長
村　山　徳　裕	上席執行役員管理部長
酒　井　基　行	上席執行役員北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長兼仙台支店長
田　邊　良　隆	執行役員eコマース推進部長
中　野　　晃	執行役員技術研究部長兼商品開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役）５名と責任限定契約任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する最低限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

・取締役の報酬等は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬等は、イ.固定報酬としての基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

イ.基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

ロ.賞与は、金銭で支給するもので、１事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・t-CO_2排出量の目標達成状況に応じて変動することとし、毎年9月の支給としています。

ハ.株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、ポイントを毎年付与し、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとしています。

・いずれの報酬も独立社外役員会に諮問し答申を得るものとし、取締役会で決定することとしています。
・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。
・非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としています。
・取締役について退職慰労金の制度はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬等については、2015年９月17日開催の第51期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と取締役（監査等委員である取締役）を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役）は年額40百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち、社外取締役１名）、取締役（監査等委員である取締役）は４名（うち、社外取締役３名）です。

・また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年９月17日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入すること、及びその３事業年度当たりのポイント数の合計は96,000ポイントを上限とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役（非業務執行取締役を除く。）は５名です。
・2015年８月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決定していますが、2015年９月17日開催の第51期定時株主総会において、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして打ち切り支給することを決議しています。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
・当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成される独立社外役員会を設置し、取締役の報酬制度構築・改定及び報酬内容等にかかる審議を行っており、取締役会は当該答申を承認のうえ決定することとしています。
・業務執行取締役の基本報酬は、代表取締役社長執行役員が各業務執行取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案したうえで役位及び同一役位内の等級を諮問し、賞与・株式報酬は、それぞれの決定方法による適用支給月数・業績係数を諮問し、いずれも株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において当該答申の承認を経て、業務執行取締役の個人別の基本報酬の額及び取締役評価に基づいた賞与の評価配分を代表取締役社長執行役員野崎正博に再一任しています。これらの権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の部門業績と個人別評価を行うには、代表取締役社長執行役員が最も適しているからです。
・取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外役員会に原案を諮問し答申を得ています。
・取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）（うち社外取締役）	142,289 (3,600)	102,000 (3,600)	25,889 (—)	14,400 (—)	6 (1)
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	21,600 (11,400)	21,600 (11,400)	—	—	4 (3)

（注） 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

・当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給していますが、賞与算定のための取締役評価制度において、代表取締役社長執行役員及び取締役副社長執行役員は全社業績のみで評価し、その他の業務執行取締役は全社・部門業績と個人別評価により評価しています。

・全社業績評価に当たって、１事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・t-CO_2排出量を評価指標としており、2023年６月期の目標・実績及び選定理由は次のとおりです。

評価指標	目標	実績	選定理由
連結売上高	354億円	328.1億円	企業成長性指標
連結営業利益	13億円	△1.9億円	企業収益指標
連結ROE	6.0%	0.6%	株主収益指標
t-CO_2排出量	40,700t以下	42,415t	サステナビリティ指標

・賞与は、取締役評価により各業務執行取締役の適用支給月数を決定し、次の式で算定しています。

賞与＝各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基本報酬×各適用支給月数

※各適用支給月数は、従業員の最近事業年度の賞与支給月数実績を中心評価におき、各業務執行取締役の取締役評価に基づき、その概ね30%～160%程度の範囲で適用しています。

・業績連動報酬は、職責に応じた成果・業績に対して処遇するものであり、高い役位者に対してより高い成果・業績責任を求める支給割合になっており、業務執行取締役である役付執行役員の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は概ね6.5～7.0対3.5～3.0程度、業務執行取締役である執行役員の支給割合は概ね7.5対2.5程度となっています。

⑥ 非金銭報酬等の内容

・当社は、中長期の業績連動報酬として「株式給付信託」の制度による株式報酬を採用しており、単年度の株式報酬は、次の式で算定しています。

株式報酬ポイント＝各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基準ポイント
×業績係数

※業績係数は、中長期的な企業の収益基盤指標と考えられる連結売上高営業利益率の実績水準により1.0倍～1.3倍の範囲で適用しています。

・2023年６月期の連結売上高営業利益率の実績値は△0.6%であり、該当ランクの倍率を適用します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役中山正子氏は、株式会社キタックの代表取締役社長及びセコム上信越株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設し、また、株式会社大光銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設していますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	中 山　正 子	取締役会：12回/13回（92.3%）	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	坂 井　啓 二	取締役会：13回/13回（100%） 監査等委員会：13回/13回（100%）	主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、財務・会計に関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	古 川　兵 衛	取締役会：13回/13回（100%） 監査等委員会：13回/13回（100%）	主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、法務・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	吉 田　至 夫	取締役会：11回/13回（84.6%） 監査等委員会：12回/13回（92.3%）	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。

4．会計監査人の状況

（1）名　　称

有限責任監査法人　トーマツ

（2）報酬等の額

区　　分	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

（注）1．監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,521,687**	**流動負債**	**10,970,782**
現金及び預金	1,414,275	支払手形及び買掛金	1,942,067
売掛金	3,336,376	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	1,116,825	1年内返済予定の長期借入金	1,580,984
仕掛品	525,923	1年内償還予定の社債	100,000
原材料及び貯蔵品	3,156,003	リース債務	188,275
その他	989,046	未払金及び未払費用	1,921,618
貸倒引当金	△16,763	賞与引当金	81,131
固定資産	**20,156,842**	役員賞与引当金	14,140
有形固定資産	**17,235,650**	未払法人税等	93,525
建物及び構築物	7,455,625	その他	1,049,040
機械装置及び運搬具	4,767,382	**固定負債**	**6,128,094**
工具、器具及び備品	170,321	社債	100,000
土地	3,179,344	長期借入金	4,015,333
リース資産	1,662,977	リース債務	1,513,457
無形固定資産	**390,134**	役員退職慰労引当金	39,275
投資その他の資産	**2,531,057**	役員株式給付引当金	114,645
投資有価証券	2,013,684	その他	345,384
繰延税金資産	135,787	**負債合計**	**17,098,877**
その他	406,085	純資産の部	
貸倒引当金	△24,500	**株主資本**	**12,606,144**
資産合計	**30,678,530**	資本金	940,000
		資本剰余金	650,000
		利益剰余金	11,182,280
		自己株式	△166,135
		その他の包括利益累計額	**973,509**
		その他有価証券評価差額金	935,623
		為替換算調整勘定	37,886
		純資産合計	**13,579,653**
		負債・純資産合計	**30,678,530**

連結損益計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**32,814,140**
売上原価		**27,422,821**
売上総利益		**5,391,319**
販売費及び一般管理費		**5,584,505**
営業損失		**193,186**
営業外収益		
受取利息	1,004	
受取配当金	28,925	
受取賃貸料	12,058	
受取手数料	28,158	
持分法による投資利益	7,475	
売電収入	18,046	
有価証券償還益	8,530	
雑収入	19,462	**123,663**
営業外費用		
支払利息	40,084	
支払手数料	9,500	
減価償却費	10,788	
貸倒引当金繰入額	16,222	
雑損失	350	**76,945**
経常損失		**146,467**
特別利益		
固定資産売却益	1,449	
補助金収入	64,731	
投資有価証券売却益	297,506	**363,687**
特別損失		
固定資産除却損	7,963	
投資有価証券売却損	7,870	
投資有価証券評価損	3,332	
生産拠点統合費用	25,438	
減損損失	6,417	**51,021**
税金等調整前当期純利益		**166,198**
法人税、住民税及び事業税		**84,356**
法人税等調整額		**△2,281**
当期純利益		**84,123**
親会社株主に帰属する当期純利益		**84,123**

貸借対照表

(2023年６月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,255,005**	**流動負債**	**10,872,526**
現金及び預金	1,188,577	買掛金	1,942,067
売掛金	3,300,820	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	1,119,789	１年内返済予定の長期借入金	1,580,984
仕掛品	527,322	１年内償還予定の社債	100,000
原材料及び貯蔵品	3,155,096	リース債務	176,419
前払費用	64,471	未払金	1,192,247
未収入金	95,875	未払費用	202,198
その他	819,609	未払法人税等	43,762
貸倒引当金	△16,557	預り金	165,991
固定資産	**19,629,171**	賞与引当金	78,308
有形固定資産	**16,839,218**	役員賞与引当金	13,000
建物	7,101,896	設備関係支払手形	117,933
構築物	342,095	設備関係未払金	498,588
機械及び装置	4,720,566	その他	761,026
車両運搬具	41,106	**固定負債**	**6,041,988**
工具、器具及び備品	164,802	社債	100,000
土地	2,860,113	長期借入金	4,015,333
リース資産	1,608,637	リース債務	1,470,973
無形固定資産	**389,553**	役員株式給付引当金	114,645
借地権	206,735	長期未払金	326,992
電話加入権	14,430	資産除去債務	14,044
リース資産	37,479	**負債合計**	**16,914,514**
その他	130,907	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,400,399**	**株主資本**	**12,049,698**
投資有価証券	1,781,096	資本金	940,000
関係会社株式	242,479	資本剰余金	650,000
出資金	290	資本準備金	650,000
長期前払費用	104,385	利益剰余金	10,625,834
敷金及び保証金	48,570	利益準備金	190,095
会員権	25,152	その他利益剰余金	
保険積立金	167,734	製品開発積立金	170,000
繰延税金資産	55,189	特別償却準備金	24,143
貸倒引当金	△24,500	公害防止準備金	10,000
		海外市場開拓準備金	35,670
		固定資産圧縮積立金	54,706
		別途積立金	1,386,000
		繰越利益剰余金	8,755,219
		自己株式	△166,135
		評価・換算差額等	**919,962**
		その他有価証券評価差額金	919,962
		純資産合計	**12,969,661**
資産合計	**29,884,176**	**負債・純資産合計**	**29,884,176**

損益計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**32,394,712**
売上原価		**27,152,354**
売上総利益		**5,242,358**
販売費及び一般管理費		**5,515,505**
営業損失		**273,147**
営業外収益		
受取利息	1,004	
受取配当金	128,516	
受取賃貸料	40,126	
受取手数料	28,158	
売電収入	18,046	
有価証券償還益	8,530	
雑収入	18,511	**242,895**
営業外費用		
支払利息	40,084	
減価償却費	10,788	
支払手数料	9,500	
貸与資産減価償却費	18,797	
貸倒引当金繰入額	16,222	
支払地代	35,760	
雑損失	350	**131,502**
経常損失		**161,755**
特別利益		
固定資産売却益	1,449	
補助金収入	64,731	
投資有価証券売却益	235,131	**301,312**
特別損失		
固定資産除却損	7,152	
投資有価証券売却損	7,870	
投資有価証券評価損	3,332	
生産拠点統合費用	25,438	
減損損失	6,417	**50,210**
税引前当期純利益		**89,346**
法人税、住民税及び事業税		**22,419**
法人税等調整額		**2,313**
当期純利益		**64,614**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年８月14日

一正蒲鉾株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士　神　代　　勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士　齋　藤　康　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2022年７月１日から2023年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年８月14日

一正蒲鉾株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士　神　代　　勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士　齋　藤　康　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2022年７月１日から2023年６月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月18日

一正蒲鉾株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　高山佳代子 ㊞

監査等委員　坂井啓二 ㊞

監査等委員　古川兵衛 ㊞

監査等委員　吉田至夫 ㊞

(注) 監査等委員坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地　本社２階会議室　025(270)7111



交通アクセス

車を利用される方

※車にてご来場される方は、
「正門」をご利用ください。

路線バスを利用される方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車(約30分)
E 42 大形線　津島屋ゆき
E 31 河渡線　下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社

〒950－8735
新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地

UD FONT by MORISAWA
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。